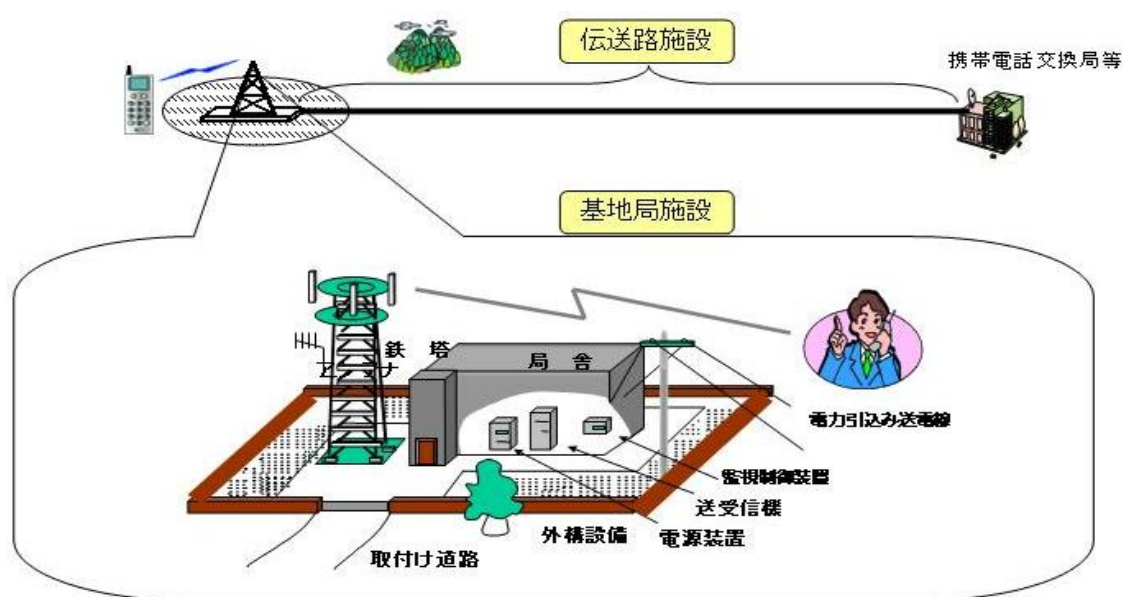


1 携帯電話等エリア整備事業の概要

携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。

地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、無線通信事業者が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付する。

- ①事業主体：地方自治体（市町村） ← 基地局施設
無線通信事業者 ← 伝送路施設
- ②対象地域：過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村又は豪雪地帯
- ③補助対象：基地局費用（鉄塔、局舎、無線設備等）
伝送路費用（※中継回線事業者の設備の10年間分の使用料）
- ④補助率：2／3（世帯数が100以上の場合1／2）



2 中国管内における携帯電話等エリア整備事業（基地局施設）整備状況

年度	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	事業数
H3				福富町	本郷村	2
H4					阿武町	1
H5					久賀町	1
H6		石見町			美東町	2
H7				大朝町		1
H8				上下町	錦町	2
H9	若桜町	佐田町、横田町、 瑞穂町				4
H10	日南町、佐治村	仁多町、川本町、 柿木村、吉田村		君田村	豊田町(2事業)、 須佐町、錦町	1 1
H11	若桜町、日南町	掛合町、金城町、 佐田町		吉和村	美川町	7
H12	若桜町、佐治村	広瀬町、頓原町、 掛合町			豊田町、錦町	7
H13	用瀬町、智頭町、 福部村	仁多町、大社町、 大東町	勝田町		美川町	8
H14	船岡町	仁多町、旭町	備中町	安浦町		5
H15	日南町、江府町	平田市、 三刀屋町、広瀬町	大佐町	芸北町		7
H16	国府町、三朝町	伯太町、西郷町	美甘村			5
H17	用瀬町	出雲市	高梁市(2事業)、 鏡野町			5
H18		出雲市	鏡野町			2
H19						0
H20	若桜町(2事業)	安来市、 奥出雲町(4事業) 邑南町(3事業)				1 0
H21	鳥取市(4事業)、 智頭町(3事業)、 八頭町(3事業)、 三朝町(15事業)、 日南町(3事業)、 日野町(2事業)	浜田市(3事業)、 出雲市(2事業)、 安来市(5事業)、 雲南市(16事業)、 奥出雲町、 飯南町(4事業)	備前市(2事業)、 真庭市(2事業)、 美作市(4事業)、 鏡野町(6事業)	庄原市(8事業)	萩市(6事業)	8 9

H22		浜田市(4事業)、 出雲市(2事業)、 飯南町(6事業)、 美郷町(3事業)	新庄村(2事業)、 鏡野町(2事業)	広島市、 庄原市(10事業)		30
H23	若桜町	浜田市、 出雲市(3事業)、 雲南市(2事業)、 奥出雲町、 美郷町(7事業) 吉賀町(8事業)	鏡野町			24

＊「年度」は交付決定年度

＊市町村名については事業実施時における名称で記載

3 中国管内における携帯電話等エリア整備事業（伝送路施設）整備状況

年度	県	市 町	地 区
H18	鳥取県	鳥取市	河内地区
	島根県	雲南市	宇谷地区
	岡山県	真庭市	旦土地区
H19	鳥取県	智頭町	波多・口波多地区
	島根県	出雲市	吉野・上橋波地区
H20	鳥取県	琴浦町	中村地区
	島根県	出雲市	佐田町毛津地区
H21	島根県	雲南市	松笠滝谷地区
H22	広島県	広島市	湯来町多田地区
		庄原市	西城大屋黒谷・西城福山地区
			口和宮内地区
			総領松山田尻地区
H23	島根県	浜田市	三隅町井川地区
		雲南市	室谷・刈畑地区
		奥出雲町	樋ノ谷地区
		吉賀町	黒淵・中河内地区

＊「年度」は交付決定年度